

第 2 回横浜市入札・契約制度改革検討委員会

1 開会

2 議事

(1) 資料説明

- ・ 談合等不正行為の防止
- ・ 競争性の向上
- ・ 適正な品質の確保
- ・ 市内企業の活性化

(2) 意見交換

(3) その他

4 閉会

(参考資料) 検討項目と4つの視点との関連性

	談合等の不正行為の防止	競争性の向上	適正な品質の確保	市内企業の活性化
1 入札前の契約情報(予定価格・最低制限価格)の公表				
2 発注者の指名行為の縮小				
3 条件付一般競争入札の導入				
4 共同企業体の縮小				
5 郵便入札の導入				
6 談合等に対する損害賠償予定条項の設定				
7 不正行為に対する指名停止の強化				
8 入札監視委員会の設置				
9 工事成績の入札参加条件への反映				
10 発注者支援データベースの利用の拡大				
11 低入札調査価格制度の適用範囲の拡大				
12 工事費内訳書の提出				
13 市内企業優先発注				
14 (分離・)分割発注の縮小				
15 ランク制の単純化				

検討のたたき台

1 談合等の不正行為の防止

(1) 発注者である横浜市が、契約情報等漏洩等の不正行為を行わない。

入札前の契約情報の公表

ア 予定価格の事前公表の拡大（全政令市で実施）

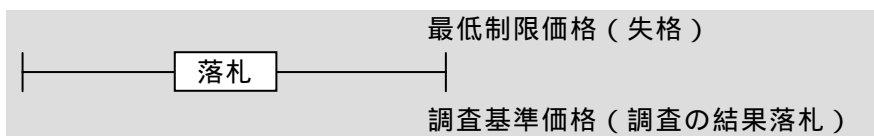
- ・現在、意向反映型指名競争入札の1億円以上の案件について実施。
- ・1億円未満の工事についても予定価格の事前公表を検討。

イ 最低制限価格の事前公表（京都市、大阪市、福岡市で実施）

- ・最低制限価格の設定の妥当性
- ・調査基準価格の適用範囲の拡大（WTO案件について現在採用）

< 参考：落札者決定の方式 >

- ・最低制限価格制度



- ・調査基準価格制度

（調査基準価格と最低制限価格の両方を1件の入札に適用している都市もある。）

- ・価格以外の要素を加えた落札者の決定（総合評価方式・政令市での導入は無）。

発注者の指名行為の縮小

ア 指名競争入札の範囲の縮小

イ 業者選定にあたっての、選定条件の整理等。

< 選定基準 >

- | | | |
|-----------|----------------|---------|
| 1 工種区分 | 2 格付工種における等級区分 | 3 所在地区分 |
| 4 行政区区分 | 5 地理的条件 | 6 経営規模 |
| 7 工事成績 | 8 専門性 | 9 希望順位 |
| 10 技術的適性 | 11 同種工事の請負実績 | 12 受注状況 |
| 13 災害協力業者 | | |

(2) 第三者による入札、契約手続のチェックシステムの創設
 入札監視委員会の設置 (13 政令指定都市のうち横浜市を除いて設置済み)
 (設置目的)

入札及び契約の過程、並びに契約の内容の透明性を確保する。

(3) 入札参加者が、談合等の不正行為を行いにくくする。

入札参加者の拡大

ア 一般競争入札の拡大による参加者の増加 (単なる増加でなく、参加者について
 予想がつかない制度とすることが理想)。

一般競争入札

<メリット>
 ・参加者の増大
 ・入札参加機会の拡大が図れる。
 ・入札参加条件の透明化が図れる。

<デメリット>
 ・手続きが長期化、煩雑化する。
 ・不良、不適格業者対策が必要になる。
 ・ダンピング対策をとる必要がある。
 ・市内企業のみでの参加が困難となる。

(参考)

	6 億円	22.2 億円
(現行)	意向反映型指名競争入札	一般競争入札
(検討案)	(条件付き)一般競争入札 公募方式	同上

イ 意向反映型指名競争入札の変更

・意向反映型指名競争入札公募方式の拡大と指名行為を伴う選定方式の
 再考。

(参考)

ランク/工種	現 行	(案)
A	意向反映型公募方式	条件付き一般競争入札 公募方式
B	意向反映型選定方式	
C・D	汎用型	公募方式 汎用型

- ・細分化されたランク制を工事实績や履行能力を基準に単純化。
(具体的には2段階程度)

(参考)

(業者数)

現 行			(案)		
ランク/工種	土 木	建 築	ランク/工種	土 木	建 築
A	29	24	A	92	65
B	63	41			
C	153	91	B	564	255
D	411	164			

ウ 指名競争入札における指名業者数の増加

郵便入札の導入 (入札参加者の把握を困難にする。 / 設計図書の渡し方にも工夫必要。)

公正取引委員会への通報制度を確立する (通報マニュアルの作成)。

(4) 不正行為を行った者に対する罰則の強化

談合等に対する損害賠償条項の設定 (都道府県、政令指定都市 60 団体のうち対請負金額 10% が 40 団体、20% が 4 団体、30% が 1 団体)。

- ・損害賠償条項の設定

不正行為に対する指名停止措置の強化 (短期 1 か月 ~ 長期最大 24 か月 / 2 年間の資格取消)。

- ・本市工事に関連した不正行為については厳罰で対応する。

(参考)

	事 由	期 間
現行	談合等不正行為	3 か月以上 12 か月以下
(案)	本市の工事に関わる不正行為	12 か月以上 24 か月以下

2 競争性の向上

(1) 入札参加者の拡大

一般競争入札の拡大による参加者の増加

1 - (3) - ア で説明(再掲)

意向反映型指名競争入札の変更

1 - (3) - イ で説明(再掲)

(2) 競争制限的条件の撤廃と競争促進要因の拡充

発注者による指名にあたっての受注機会調整的条件等の整理

1 - (1) - イ で説明(再掲)

優良業者等の優遇

- ・ 工事成績優良業者優先、災害協力業者優先等。
- ・ 具体的な優先方策を検討

(3) 価格のみでなく、技術力が活かされる入札方式の導入

- ・ 様々な入札方式の導入

入札時 VE 方式

施工方法等の指定部分を一部はずして、入札手続の中で VE 提案を求めるもの。

その1 技術提案型競争入札方式

競争参加希望者から、VE 提案を受け付け、内容を審査して、競争(入札)参加者を決定し、次に、競争参加者は技術提案に基づいて入札し、価格競争で落札者を決定する方式。

その2 技術提案総合評価方式

技術提案と価格提案とを一括して審査し、工期、安全性など価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、落札者を決める方式。まず、同種工事の実績等を審査して、競争参加者を決定したうえで、技術提案と価格提案をさせ、総合評価により落札者を決定。

設計、施工一括発注方式(DB・デザインビルド方式)

設計、施工を一括して同一業者に発注する方式。公共工事は、設計、施工の分離発注が原則だが、種類の業者有する特別な設計、施工技術を活用することが適当な工事については、例外として、この方式としている。ただし、入札を行うためには、ある程度、工事の輪郭を示す必要があるため、概略的な設計等、必要最低限のことは発注者が行う。

その1 価格競争タイプ

同種工事の実績等の審査により、競争参加希望者を決定し、設計等の技術提案を受け付け、競争参加者を決定し、次に、価格競争を行い、落札者を決定する方式。

その2 総合評価タイプ

同種工事の実績等の審査により、競争参加者を決定し、設計案等の技術提案と価格提案を受け付け、総合評価で落札者を決定する方式。

(4) 共同企業体の見直し

- ・ JV制度の見直し
- ・ 混合入札の採用
- ・ 経常JVの見直し

3 適正な品質の確保

- (1) 入札参加条件に工事成績を反映する。
 - ・工事成績を入札参加条件の一つとする。
- (2) 発注者支援データベースの有効活用
 - ・技術者の確認対象範囲の拡大
 - ・同種工事の施工実績の確認
- (3) 不良、不適格業者対策
 - ・監督、検査体制の充実
 - ・中間検査の実施
 - ・低入札にあたっての常駐監督の検討

4 市内企業活性化

- (1) 市内企業優先枠の土俵づくり
 - ・競争性を高めつつ、市内企業優先枠は残す（入札参加条件の一つとして）。
- (2) 分離・分割発注
 - ・専門職種業者の育成につながる分離発注
 - ・分割発注
- (3) 下請けの活用、資材調達にあたっての市内企業活用の義務付け
 - ・地域経済対策の一環として

第2回 横浜市入札・契約制度改革検討委員会

資料

1	政令指定都市及び都道府県における最低制限価格及び 低入札価格調査制度実施状況	1
2	低入札価格調査制度及び最低制限価格制度について	2
3	談合等の不正行為の分類（発注者、業者、両者の過去の 指名停止措置要件に基づく件数等）	3
4	談合情報が寄せられた入札の対応等について	4
5	談合対策	5
6	本市における入札・契約に係る訴訟（入札談合関係）	6
7	入札監視委員会の設置状況と業務の内容	7
8	平成14年度発注方式・設計金額別発注状況	8
9	過去3か年の入札方式別落札率	9
10	予定価格を事前公表した入札方式別落札率	10
11	市内企業向け発注標準金額と入札方式	11
12	過去6年間における市内企業工種別ランク別受注実績	12
13	市内企業行政区別登録状況	13
14	市内企業行政区別登録業者数一覧	14
15	選定基準	15

1 政令指定都市及び都道府県における最低制限価格及び低入札価格調査制度の実施状況

都市名		最低制限価格	調査基準価格
札幌市	範囲	予定価格の85%～66%	予定価格の85%～66%
	対象	設計金額2億円未満の工事	設計金額2億円以上の工事
仙台市	範囲	設定していない	予定価格の85%～3分の2
	対象		予定価格1,000万円以上の工事
さいたま市	範囲	予定価格の3分の2を下らない範囲内	予定価格の85%～3分の2
	対象	必要に応じて設定	原則として予定価格300万円以上の工事
千葉市	範囲	土木工事等は予定価格の80%、 建築工事等は予定価格の85%	土木工事等は予定価格の80%、 建築工事等は予定価格の85%
	対象	予定価格が250万円を超える工事	予定価格が22.2億円以上の工事
川崎市	範囲	予定価格の3分の2を下らない範囲内	予定価格の3分の2を下らない範囲内
	対象	概ね予定価格1.5億円未満の工事	概ね予定価格1.5億円以上の工事
名古屋市	範囲	設定していない	予定価格の85%～3分の2
	対象		原則として予定価格22.2億円以上の工事
京都市	範囲	予定価格の84%～75%	予定価格の84%～75%
	対象	予定価格1,000万円以下の工事	予定価格1,000万円を超える工事(試行)
大阪市	範囲	予定価格の85%～3分の2	予定価格の85%～3分の2
	対象	建築工事にあつては7.5億円未満、 その他の工事にあつては6億円以下の 工事	建築工事にあつては7.5億円以上、その他 の工事にあつては6億円を超える工事
神戸市	範囲	予定価格の3分の2を下らない範囲内	予定価格の3分の2を下らない範囲内
	対象	予定価格5,000万円未満の工事	予定価格5,000万円以上の工事
広島市	範囲	設定していない	予定価格の85%～3分の2
	対象		すべての工事
北九州市	範囲	予定価格の85%～3分の2	予定価格の85%～3分の2
	対象	原則として、予定価格が土木工事2億 円、建築工事3億円、その他の工事1 億円未満の工事	原則として、予定価格が土木工事2億円、 建築工事3億円、その他の工事1億円以上の 工事
福岡市	範囲	予定価格の70%	直接工事費又は予定価格の85%のいずれか 低い価格
	対象	すべての工事で最低制限価格と調査基準価格を併用	
横浜市	範囲	予定価格の85%～70%	予定価格の85%～70%
	対象	予定価格が22.2億円未満の工事	予定価格が22.2億円以上の工事

平成13年度に最低制限価格制度を採用していなかった都道府県は10都市であり、低入札価格調査制度は全ての都道府県で実施していました。

2 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度について

地方自治法第234条

(契約の締結)

第3項本文

普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札(以下本条において「競争入札」という。)に付する場合においては、**政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。**

第3項ただし書

ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、**政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。**

地方自治法施行令第167条の9

(一般競争入札のくじによる落札者の決定)

普通地方公共団体の長は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

地方自治法施行令第167条の10

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)

第1項

普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、**予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。**

第2項

普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負契約を締結しようとする場合において、**当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。**

地方自治法施行令第167条の10の2

第1項

普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、**当該契約がその性質又は目的から地方自治法第234条第3項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。**

低入札価格調査制度

横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則第11条
『契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとみとめられる場合の基準』

最低制限価格制度

横浜市契約規則第13条の2
『予定価格の85%から70%までの範囲内でその都度定める。』

総合評価方式

本市では、未実施
都道府県及び政令指定都市60団体のうち導入・試行済みは16団体(15.4.1現在)

3 談合等の不正行為の分類

平成15年8月31日現在

不正行為の種類	内訳	不正行為の原因となった者		
		発注者 及び業者	業者	総計
競売入札妨害	件数	10件	1件	15件
	(本市事件の件数)	(2件)		(2件)
契約違反	件数	2件		2件
	(本市事件の件数)	(2件)		(2件)
贈賄	件数	5件	1件	6件
	(本市事件の件数)			
独占禁止法違反行為	件数		15件	15件
	(本市事件の件数)			
不正又は不誠実な行為	件数	1件	16件	17件
	(本市事件の件数)		(1件)	(1件)
合計件数		18件	33件	51件
	(本市事件の合計件数)	(4件)	(1件)	(5件)

発注者及び業者・・・公務員と業者が共に不正行為に関わった場合

業者・・・業者のみが不正行為に関わった場合

不正又は不誠実な行為・・・業者が業務一般について法令違反などで監督官庁等から
処分(逮捕・起訴含む)された場合

(注)本市における平成12～15年までの指名停止件数を基に作成しているため、
発注者のみによる行為は対象としていない。

4 談合情報が寄せられた入札の対応等について

件名	入札予定日	談合情報が寄せられた日	処 理	当初指名の内容	入札の結果	落札率 (%)
緑区長津田一丁目地内外3箇所舗装補修工事	平成14年10月16日	平成14年10月15日	入札延期、各社事情聴取、誓約書提出後入札	汎用型 8社指名 ほ装B	事前情報どおりの業者が落札	97.8
緑区鴨居二丁目地内舗装補修工事	平成14年10月16日	平成14年10月15日	入札延期、各社事情聴取、誓約書提出後工事中止につき発注とりやめ	汎用型 8社指名 ほ装B	-	-
瀬谷土木管内水路維持工事(その3)	平成14年12月10日	平成14年12月4日	入札延期、各社事情聴取、誓約書提出後入札	汎用型 6社指名 土木D	落札業者には言及していなかった	81.2
和泉川緑道照明灯設置工事	平成14年12月25日	平成14年12月24日	入札延期、各社事情聴取、誓約書提出後入札	汎用型 8社指名 電気A・B	事前情報とは異なる業者が落札	95.3
くさぶえのみち及び周辺公園緑地照明灯設置工事	平成14年12月25日	平成14年12月24日	入札延期、各社事情聴取、誓約書提出後入札	汎用型 8社指名 電気A・B	同上	97.9
横浜公園照明灯設置工事	平成14年12月25日	平成14年12月24日	入札延期、各社事情聴取、誓約書提出後入札	汎用型 8社指名 電気A・B	同上	95.0
大さん橋基部緑地(仮称)照明灯設置工事	平成14年12月25日	平成14年12月24日	入札延期、各社事情聴取、誓約書提出後入札	汎用型 8社指名 電気A～C	同上	95.2
小机地区センター(仮称)新築工事(衛生設備工事) 小机地域ケアプラザ(仮称)新築工事(衛生設備工事)	平成15年2月25日	平成15年2月24日	入札中止、指名替後入札	汎用型 10社指名 管B	-	96.0
上飯田住宅第3期住戸改善その他工事(第3工区衛生設備工事)	平成15年3月11日	平成15年3月11日	入札中止、指名替後入札	汎用型 10社指名 管B	-	99.3
戸塚駅西口第1地区仮設道路整備工事	平成15年7月1日	平成15年6月23日	入札中止、工事中止につき発注とりやめ	汎用型 8社指名 ほ装C	-	-

落札率は、小数点第2位を四捨五入しています。

5 談合対策

(平成6年度入札・制度改革を中心とした内容)

- ・ 一般競争入札の導入
- ・ 意向反映型指名競争入札の導入
- ・ JV 工事における予備指名の廃止
- ・ 指名業者の事前公表の廃止
- ・ 現場説明会の廃止 (書面による個別質疑)
- ・ 談合等不正行為に対する指名停止期間の強化

1 か月以上 6 か月以下

3 か月以上 1 2 か月以下

6 本市における入札・契約に係る訴訟（入札談合関係）

1 事件の概要

環境事業局旭工場及び金沢工場のごみ焼却炉の築造工事に係る入札が談合によるものであるとして、市民が、契約の相手方である三菱重工業株式会社（旭工場）及び日本鋼管株式会社（現 J F E エンジニアリング株式会社。金沢工場）に対して損害賠償請求を、横浜市に対して上記 2 社に損害賠償請求を行っていないことが違法であることの確認をそれぞれ横浜地方裁判所に提訴した（提訴日：平成 12 年 7 月 21 日）。

三菱重工業株式会社に対する請求額は 19 億 1,580 万円（契約金額 191 億 5,800 万円）

日本鋼管株式会社に対する請求額は 41 億 2,000 万円（契約金額 412 億円）

2 現在の状況

談合の有無について立証するため、公正取引委員会の審決資料の開示の可否が争点となっています。

7 入札監視委員会等の設置状況と業務の内容（国及び政令指定都市）

平成15年7月31日現在

都市名	名称	委員 の数	設置時点	運用状況報告	抽出審議及び 意見具申	非指名理由等再苦 情処理	談合情報	制度改善審議	W T O 苦情
札幌市	入札等監理委員会	5名	H13.4.1			札幌市政府調達等 苦情検討委員会	談合情報調査委員会		札幌市政府調達等苦 情検討委員会
仙台市	仙台市入札等 監視委員会	5名	H14.1.1			×	事務事項（工事）特 別委員会		
千葉市	千葉市入札適正化・ 苦情検討委員会	5名	H14.3.22				公正入札調査委員会	入札制度検討会	
さいたま市	さいたま市入札監視・ 苦情処理委員会	5名	H15.7.15				さいたま市建設工事 等請負業者審査選定 委員会	さいたま市建設 工事等請負業者 審査選定委員会	
川崎市	川崎市入札監視委員会	3名	H14.4.1			市民オンブズマン	公正入札調査委員会	入札・契約制度 改革検討委員会	川崎市政府調達苦情 検討委員会
名古屋市	名古屋市入札 監視委員会	5名	H8.4.1				公正入札調査委員会	×	名古屋市政府調達苦 情検討委員会
京都市	京都市契約審査 委員会	5名	H6.12.28			京都市政府調達苦 情検討委員会 （要綱改正中）	×		京都市政府調達苦情 検討委員会
大阪市	大阪市入札等 監視委員会	3名	H13.4.1				公正入札調査委員会	入札契約制度改革 検討委員会	政府調達苦情検討委 員会
神戸市	神戸市特定調達 調査委員会	5名	H8.1.1				×	×	
広島市	広島市入札監視 委員会	5名	H14.4.1				広島市建設工事競争 入札調査委員会	広島市公共工事 発注制度・事務 検討委員会	広島市政府調達苦情 検討委員会
福岡市	福岡市入札監視 委員会	5名	H13.8.1					×	福岡市特定調達苦情 検討委員会
北九州市	北九州市入札監視 委員会	5名	H14.4.1				×	×	北九州市政府調苦情 検討委員会
横浜市	-		H6.4.1	監査委員	-	横浜市調達に係る 不服等審査委員会	×	横浜市入札・契 約制度改革検討 委員会	横浜市調達に係る 不服等審査委員会
国	入札監視委員会（大臣 官房及び地方整備局）	5名	H6.4.1				公正入札調査委員会 （地方整備局）	-	政府調達苦情処理推 進本部（内閣府）

8 平成14年度発注方式・設計金額別発注状況

(1) 発注件数

設計金額	一般競争	意向公募	意向選定	技術適性	汎用	計	降順累計	降順割合	昇順累計	昇順割合	設計金額
2,200百万円以上								0.00%	2,846	100.00%	全工事
600百万円以上	2	6		5	5	18	18	0.63%	2,846	100.00%	2,200百万円未満
100百万円以上		62	58	22	45	187	205	7.20%	2,828	99.37%	600百万円未満
50百万円以上					273	273	478	16.80%	2,641	92.80%	100百万円未満
25百万円以上					421	421	899	31.59%	2,368	83.20%	50百万円未満
10百万円以上					736	736	1,635	57.45%	1,947	68.41%	25百万円未満
5百万円以上					853	853	2,488	87.42%	1,211	42.55%	10百万円未満
2.5百万円以上					279	279	2,767	97.22%	358	12.58%	5百万円未満
2.5百万円未満					79	79	2,846	100.00%	79	2.78%	2.5百万円未満
総計	2	68	58	27	2,691	2,846					

1 継続工事は、1期目のみの金額とした。

2 合併入札は、合併した合計金額とし、件数は1件とした。

(参考)

合併入札件数		16	2	1	53	72
--------	--	----	---	---	----	----

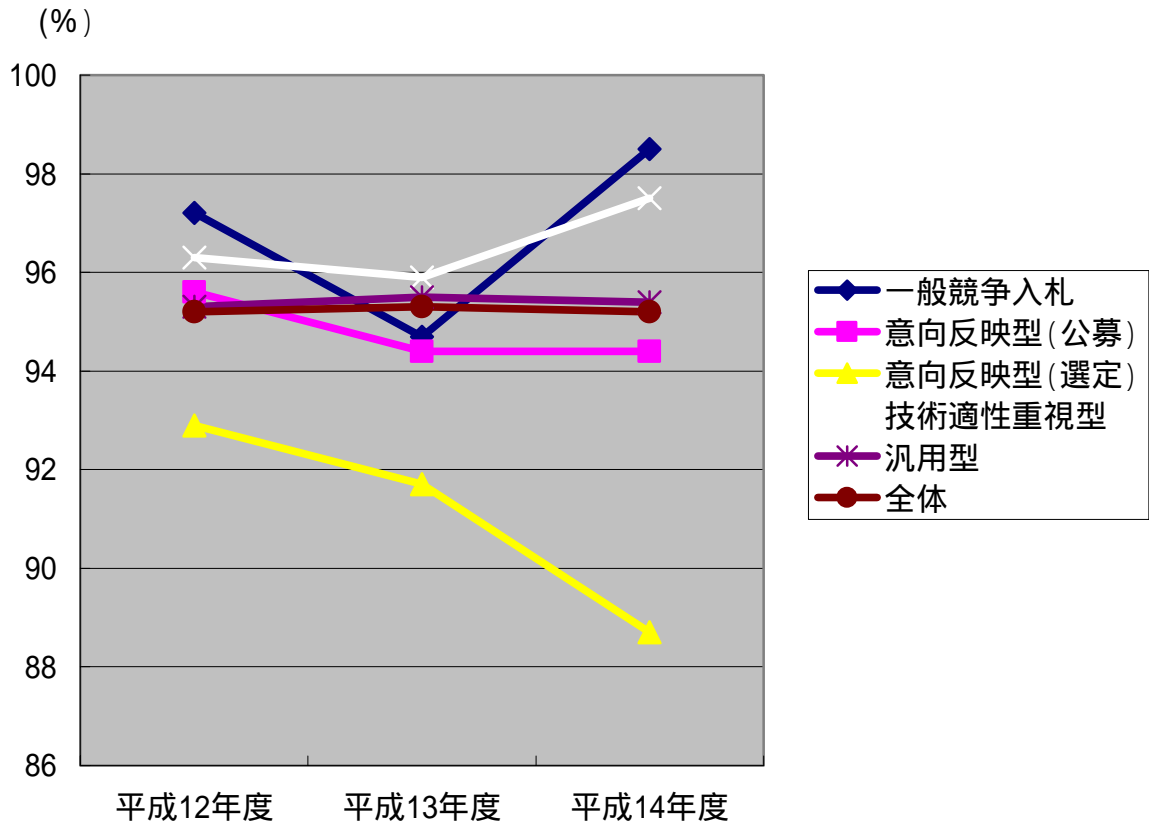
合併入札のうち、主契約以外の件数。

(2) 発注金額

(単位:百万円)

設計金額	一般競争	意向公募	意向選定	技術適性	汎用	計	降順累計	降順割合	昇順累計	昇順割合	設計金額
2,200百万円以上								0.00%	115,716	100.00%	全工事
600百万円以上	2,280	6,077		4,904	4,562	17,823	17,823	15.40%	115,716	100.00%	2,200百万円未満
100百万円以上		14,767	10,455	6,942	11,713	43,876	61,699	53.32%	97,893	84.60%	600百万円未満
50百万円以上					19,819	19,819	81,518	70.45%	54,017	46.68%	100百万円未満
25百万円以上					14,626	14,626	96,144	83.09%	34,198	29.55%	50百万円未満
10百万円以上					11,712	11,712	107,856	93.21%	19,572	16.91%	25百万円未満
5百万円以上					6,647	6,647	114,503	98.95%	7,860	6.79%	10百万円未満
2.5百万円以上					1,070	1,070	115,573	99.88%	1,213	1.05%	5百万円未満
2.5百万円未満					143	143	115,716	100.00%	143	0.12%	2.5百万円未満
総計	2,280	20,843	10,455	11,846	70,292	115,716					

9 過去3か年の入札方式別落札率

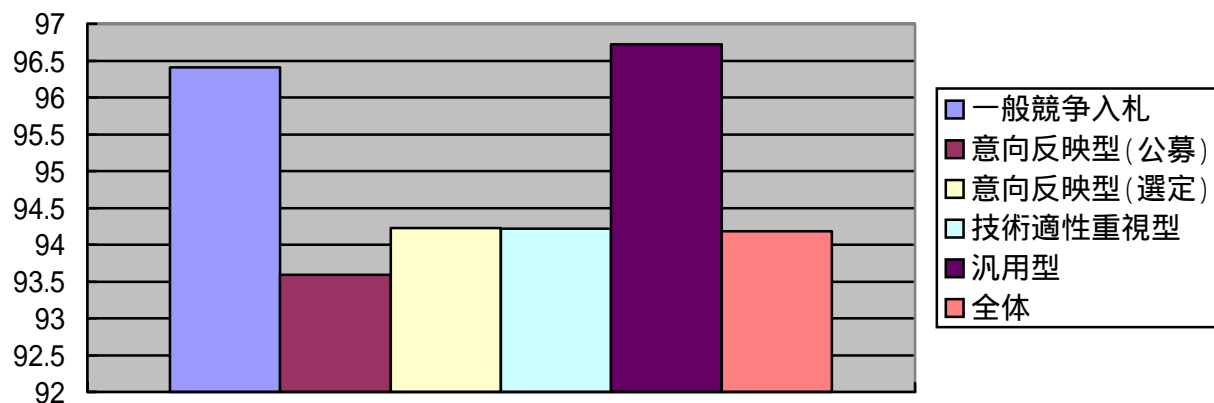


(%)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
一般競争入札	97.2	94.7	98.5
意向反映型(公募)	95.6	94.4	94.4
意向反映型(選定)	92.9	91.7	88.7
技術適性重視型	96.3	95.9	97.5
汎用型	95.3	95.5	95.4
全体	95.2	95.3	95.2

小数点第2位以下を四捨五入

10 予定価格を事前公表した入札方式別落札率



入札方式	落札率 (%)	件数
一般競争入札	96.4	2
意向反映型(公募)	93.6	18
意向反映型(選定)	94.2	21
技術適性重視型	94.2	4
汎用型	96.7	2
全体	94.2	47

小数点第2位以下を四捨五入

1 1 平成15年度市内企業向け発注標準金額と入札方式

区分	土木	ほ装	造園	建築	電気	管
22.2億円	<一般競争入札>					
7億円	JV	JV	JV	JV	JV	JV
5億円				A		
3.5億円	A					
2.5億円						
2億円	B	A	A	B	A	A
1億円						
8000万円						
5000万円	C	B		C	B	B
3000万円			B			
2500万円	D			D		
1500万円		C	C		C	C

<凡例>	
	一般競争
	意向反映型（選定）
	意向反映型（公募・JV）
	汎用型
	意向反映型（公募・単体）

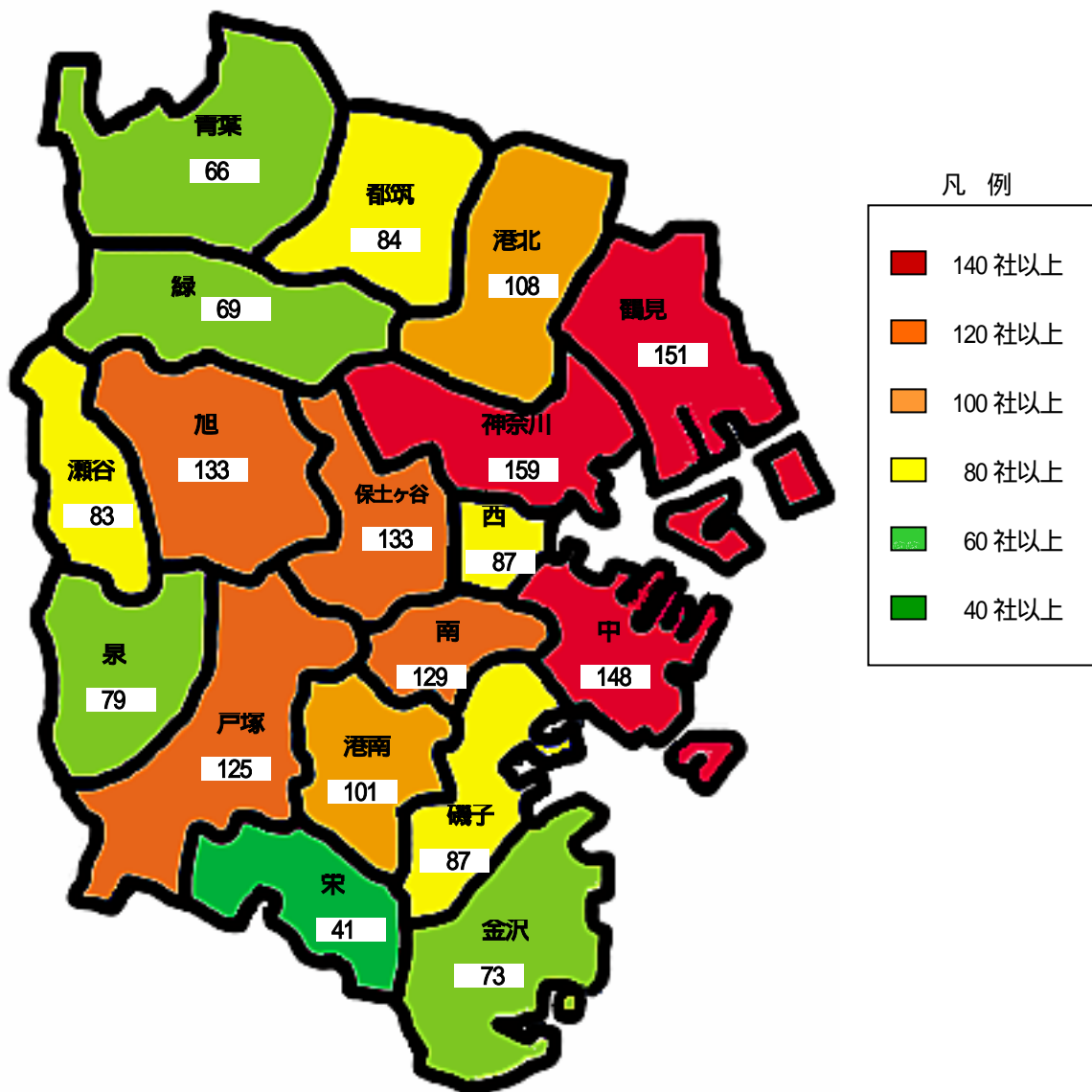
1 2 過去6年間における市内企業工種別ランク別受注実績

(単位：百万円)

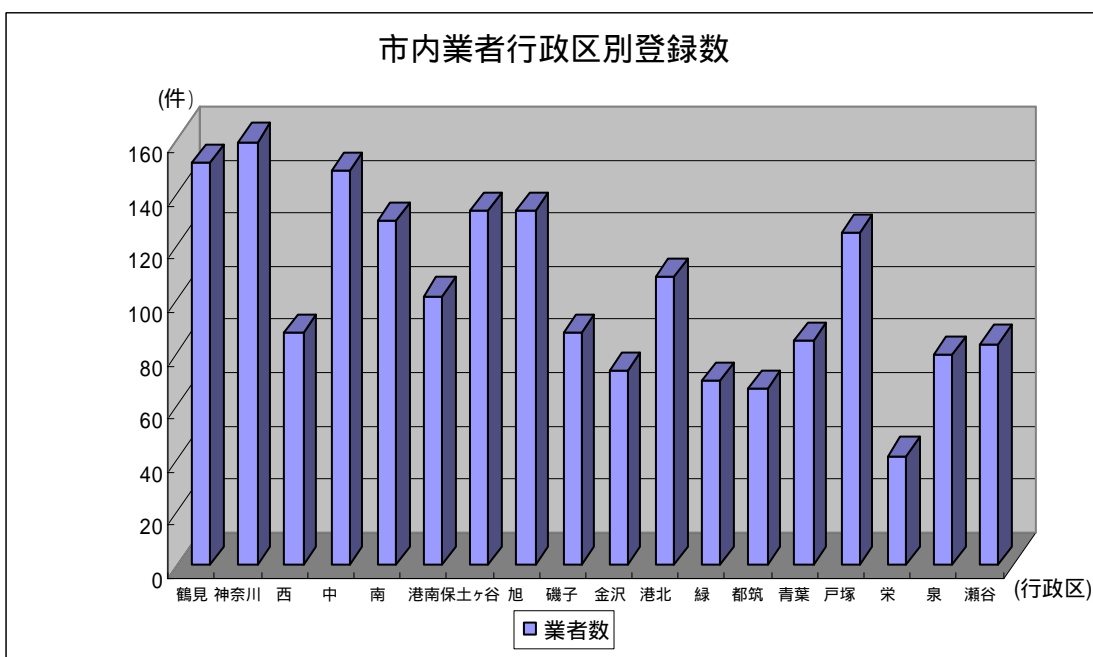
		平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
土木	A	224	23,302	194	20,539	134	16,289	158	18,834	129	16,184	121	13,499
	B	139	13,473	157	14,041	138	11,971	112	10,324	67	6,536	52	4,988
	C	229	11,778	235	9,849	216	10,509	204	9,499	171	8,185	181	6,447
	D	726	8,654	723	9,764	758	8,103	749	7,734	684	6,834	637	6,880
	E	68	499	46	344	36	257	38	267	-	-	-	-
	計	1,386	57,706	1,355	54,537	1,282	47,129	1,261	46,657	1,051	37,739	991	31,814
建築	A	49	14,830	48	15,076	69	26,955	53	20,579	37	18,224	15	4,056
	B	39	6,840	45	9,825	43	9,980	48	7,958	48	7,762	43	7,306
	C	79	5,047	83	6,304	72	5,885	76	6,513	83	6,787	83	4,344
	D	47	1,097	36	928	44	972	49	1,051	64	1,003	60	1,375
	E	12	90	11	160	11	55	19	110	-	-	-	-
	計	226	27,904	223	32,293	239	43,847	245	36,212	232	33,776	201	17,081
電気	A	28	2,576	26	3,136	40	4,344	34	6,130	38	3,743	10	1,383
	B	90	3,606	90	3,127	105	3,834	88	3,227	92	2,990	92	2,533
	C	76	983	66	870	70	970	69	984	106	1,047	141	1,424
	D	33	198	48	333	51	294	52	255	-	-	-	-
	計	227	7,363	230	7,466	266	9,442	243	10,596	236	7,780	243	5,340
管	A	30	2,819	31	4,566	54	6,041	48	11,909	35	4,208	13	1,923
	B	66	2,203	71	2,316	92	3,615	80	2,849	70	2,512	54	2,121
	C	53	754	30	679	25	350	20	243	51	579	66	943
	D	15	104	9	93	11	78	7	36	-	-	-	-
	計	164	5,880	141	7,654	182	10,084	155	15,036	156	7,299	133	4,987
ほ装	A	95	4,047	102	3,648	120	5,512	85	4,288	95	3,939	100	3,899
	B	306	9,143	254	8,153	272	8,077	231	7,290	217	6,577	199	6,097
	C	257	4,085	257	4,303	241	3,734	244	3,545	294	4,098	298	4,214
	D	69	501	66	615	49	305	67	428	-	-	-	-
	計	727	17,776	679	16,719	682	17,628	627	15,551	606	14,614	597	14,210
造園	A	72	5,429	79	6,065	73	4,620	64	4,349	43	2,206	48	2,480
	B	130	3,816	150	4,545	153	4,688	101	2,481	126	3,285	106	2,637
	C	123	1,151	137	1,500	133	1,311	141	1,187	120	1,037	133	1,379
	計	325	10,396	366	12,110	359	10,619	306	8,017	289	6,528	287	6,496

平成13年度に土木・建築はD、E区分を統合し、等級区分を4等級に、舗装・電気・管はC、D等級を統合し、等級区分を3等級に変更した。

1 3 市内企業行政区別登録状況



行政区	業者数
鶴見	151
神奈川	159
西	87
中	148
南	129
港南	101
保土ヶ谷	133
旭	133
磯子	87
金沢	73
港北	108
緑	69
都筑	66
青葉	84
戸塚	125
宋	41
泉	79
瀬谷	83
合計	1,856



14 市内企業行政区別工種別登録業者数一覧

平成 15 年 8 月 1 日 現在

工種	鶴見	神奈川	西	中	南	港南	保土ヶ谷	旭	磯子	金沢	港北	緑	青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷	合計
土木	38	42	16	40	28	37	45	58	35	26	44	37	31	34	59	19	38	32	659
ほ装	27	26	11	26	22	25	37	37	23	15	33	27	29	22	36	16	32	26	470
造園	6	19	2	4	10	9	9	11	8	7	9	4	8	15	9	4	9	9	152
建築	34	32	18	38	19	19	22	25	16	11	18	10	11	9	18	9	5	10	324
電気	31	31	21	19	19	12	20	10	7	10	21	12	6	11	18	3	6	13	270
管	17	27	18	28	22	19	23	19	10	10	12	12	7	15	22	1	8	17	287
合計	153	177	86	155	120	121	156	160	99	79	137	102	92	106	162	52	98	107	2162

各工種とも、数値は第1希望から第4希望まで全ての登録業者数である。したがって、合計は実業者数ではなく延べ業者数である。

各工種とも経常建設共同企業体を含む。

1 5 選定基準

(汎用型指名競争入札において指名業者を選定するときの基準及び意向反映型指名競争入札(選定方式)における意向確認業者を選定する基準)

項 目	適 用 基 準
1 工種区分	原則として、当該工事の工種に属する者を選定する。
2 格付工種における等級区分	原則として、当該工事を発注する等級に属する者を選定する。但し、他の基準による選定の結果、該当等級に属する者の数が少数である場合においては、当該工事の規模及び内容により直近上位又は直近下位の等級に属する者を選定することができる。
3 所在地区分	市内業者を優先して選定することとし、これに次いで準市内業者、市外業者の順位で選定の対象とする。
4 行政区区分	当該工事の施工場所の行政区に所在する者を優先して選定することとし、これに次いで当該行政区に隣接する行政区に所在する者、周辺に位置する行政区に所在する者の順に選定の対象とする。
5 地理的条件	本社等の所在地が当該工事の施工現場に近接し、安全管理や緊急対応等において迅速かつ十分な対応が期待できる者を優先して選定する。
6 経営規模	中小企業を優先して選定する。
7 工事成績	当該工事に対応する工種における優良業者及び直近の工事成績が80点以上の者等、工事成績の優良な者を優先して選定する。
8 専門性	指名競争入札参加資格の審査申請における工種別の希望順位について、当該工事に対応する工種を第1希望とし、かつ、その工種に対応する建設業の完成工事高が会社全体の完成工事高の60%以上を占め、その工種の専門業者と認められる者を優先して選定する。
9 希望順位	前号に規定するもののほか、工種別の希望順位について、当該工事に対応する工種を第1希望としている者を優先して選定する。
10 技術的適性	技術的難易度が高い工法、特殊な工法又は特許工法等を用いる工事において、当該工事の施工に際し必要とされる技術分野に関する知識又は施工実績を有しており、技術的対応が可能であると判断される者を優先して選定する。
11 同種工事の請負実績	当該工事と同種、かつ、同規模以上の本市工事の請負実績を元請で有する者を優先して選定する。又、その他の請負実績は、請負形態が元請実績を下請実績よりも評価する。
12 受注状況	<p>原則として、本市の発注した工事に関し、当該工事に対応する工種において、次のいずれかに該当する者を優先して選定する。</p> <p>ア 直前2年度における受注実績を有し、かつ、当該年度において、未だ一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)により発注した工事を受注していない者(ただし、当該年度において随意契約により発注した大規模な工事を受注した者又は前年度において競争入札により発注した大規模な工事を受注した者はこの限りでない。)</p> <p>イ 当該年度における受注実績額が、直前2年度の平均受注実績額の5割に満たない者等、受注状況が良好でない者</p> <p>ウ 当該年度における受注実績額が、同工種(格付工種の場合は同一等級)の他の業者と比較して良好でないと認められるもの。</p>
13 災害協力業者	台風や降雪時等の緊急災害対応に協力し、積極的な貢献があった者または、地震、風水害その他の災害時または災害のおそれがある場合に、本市の要請に基づき応急活動を実施する者を優先して選定する。